

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 2 月 3 日

月 曜 日

第 3720 号

## 目 次

### 告 示

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ○道路の区域変更                   | 1 |
| ○道路の供用開始                   | 2 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定           | 3 |
| ○指定管理者の指定                  |   |
| ○合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区 | 6 |
| ○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度       |   |

### 公 告

- |                    |   |
|--------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 | 7 |
|--------------------|---|

## 告 示

### 富山県告示第47号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 3 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町利田 629番 3地先から	変更前		最大 26.5 最小 26.1	37.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町利田 614番 3地先まで	変更後		最大 41.1 最小 26.1	37.5	

県道 弘法称名立山 停車場線	中新川郡立山町芦峯寺字雑 穀 4 番甲から	変更前	最大 9.8 最小 8.1	40.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町芦峯寺字雑 穀 4 番甲まで	変更後	最大 19.1 最小 15.8		
県道 寺坪上市線	中新川郡上市町稗田33番 8 から	変更前	最大 5.1 最小 3.6	36.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町稗田33番 1 まで	変更後	最大 5.7 最小 4.2		

### 富山県告示第48号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月 3 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 2 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 鞍川中町線	氷見市鞍川字下77番 3 から 氷見市鞍川 107番 1 地先まで	平成26年 2 月 3 日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町利田 629番 3 地先から 中新川郡立山町利田 614番 3 地先まで	平成26年 2 月 3 日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 弘法称名立山 停車場線	中新川郡立山町芦峯寺字雑穀 4 番甲から 中新川郡立山町芦峯寺字雑穀 4 番甲まで	平成26年 2 月 3 日	富山土木 センター 立山土木 事務所

県道 寺坪上市線	中新川郡上市町稗田33番8から 中新川郡上市町稗田33番1まで	平成26年2月3日	富山土木 センター 立山土木 事務所
-------------	------------------------------------	-----------	-----------------------------

### 富山県告示第49号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により公示する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児 通所支援の 種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所 の所在地	名称	所在地
児童発達支 援	平成26年 2月1日	1650200056	合同会社サ ンセール	高岡市佐野 388番地	COCOR O	高岡市野村 1328-1

### 富山県告示第50号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第12条の規定により告示する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県民会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

### 3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

#### 富山県告示第51号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成26年 2 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県教育文化会館

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

#### 3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

#### 富山県告示第52号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成26年 2 月 3 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県高岡文化ホール

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

### 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 富山県告示第53号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第12条の規定により告示する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県新川文化ホール

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

#### 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 富山県告示第54号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第12条の規定により告示する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県利賀芸術公園

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

## 3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 富山県告示第55号

合併により存続する土地改良区及び解散した土地改良区について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第72条第 1 項の規定による上市町土地改良区及び宮川土地改良区の合併により、上市町土地改良区は定款を変更して合併後存続し、宮川土地改良区は解散した。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県告示第56号

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成26年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

単 位 区 域 名	保 安 林 の 種 類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.62
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34
片 貝 川	水源かん養保安林	267.28
	土砂流出防備保安林	427.85
早 月 川	水源かん養保安林	219.70
	土砂流出防備保安林	231.64

常 願 寺 川	水源かん養保安林	392:56
	土砂流出防備保安林	553:80
神 通 川	水源かん養保安林	667:26
	土砂流出防備保安林	510:90
	干害防備保安林	5:92
庄 川	水源かん養保安林	286:36
	土砂流出防備保安林	1,026:20
城 端 地 区	水源かん養保安林	172:08
	土砂流出防備保安林	51:36
小 矢 部	水源かん養保安林	374:14
	土砂流出防備保安林	48:74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	14:96
	土砂流出防備保安林	3:54
計	水源かん養保安林	2,860:30
	土砂流出防備保安林	4,232:99
	干害防備保安林	5:92
合 計		7,099:21

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

### 特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年1月23日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しんせい会

## 3 代表者の氏名

三箇 俊臣

## 4 主たる事務所の所在地

富山県黒部市三日市3872番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者とその家族及び地域住民など広く一般の市民に対して、認知症等についての理解の促進、予防及び自立支援等の福祉事業を行い、地域福祉の増進と高齢者が社会に積極的に参加できる、魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。